

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定）

改正の概要

1 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・ 国の責務
 - 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施に当たっての体制整備等、ガバナンスの強化等を明記
- ・ 集中実施期間
 - 令和11年度までの集中実施期間に、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所（令和4年3月末時点）の情報と新規に取得見込みの情報に係る現地調査を実施すること、その上で、集中実施期間に一柱でも多くの遺骨収集を実施することを明記
- ・ 関係行政機関の連携協力
 - 外務省：現地調査員の確保支援を追記
 - 防衛省：硫黄島における支援について、遺骨収集に係る人員、重機及び物資の輸送支援、在島自衛官による遺骨収容支援を追記

2 戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

- ・ 実施計画の策定
 - 戦没者の遺骨収集を総合的かつ計画的に実施するため、厚生労働省において事業実施計画を策定することを明記
- ・ 情報の収集、整理及び分析
 - 厚生労働省が行う情報収集として、機密指定されているため取得できていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけを追記
- ・ 関係国の政府等との協議等
 - 平成31年4月の厚生労働省と米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPA）との協力覚書を踏まえた連携推進を明記
- ・ 戦没者の遺骨収集の実施
 - 令和2年5月に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を踏まえた、見直し後の収容・鑑定のプロセスを明記
 - 職員等への研修の実施、遺骨収集参加者への安全配慮や健康管理の取組等、遺骨収集の実施体制の強化に関する取組を明記
 - 沈没した艦船の遺骨収集について、観光ダイバー等の目に触れて遺骨の尊厳が損なわれているような場合に、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施する旨を明記
- ・ 戦没者の遺骨の鑑定及び遺族への引渡し並びに遺留品の調査・返還
 - 鑑定の迅速化及び高度化を進めるため、戦没者遺骨鑑定センターの取組をはじめ、鑑定等に関する体制整備について明記
 - 手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の推進、DNA鑑定に関する周知広報について追記
 - 同位体分析の活用や鑑定等の研究推進、関係国との協力関係構築について追記
 - 戦没者の遺留品について、遺族を調査し、返還を進める旨を明記

※ 「地域ごとの取組方針（別紙）」に、ロシアについては国際情勢を踏まえて適切に対応する旨を追記